

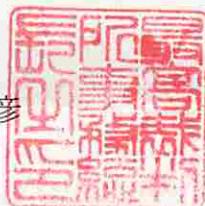
最高裁秘書第2479号

令和元年5月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第2302号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和50年12月24日付け最高裁総三第102号総務局長通知「民事事件の受付について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

民事事件の受付について

昭和50年12月24日総三第102号高等裁判
所長官、地方裁判所長（東京を除く。）あて総務
局長通知

標記について、別紙一の照会があり、別紙二のとおり回答しましたから、参考までにお知らせします。

おつて、簡易裁判所に対しては所管の地方裁判所長からこの旨通知してください。

（別紙一）

東地裁民事第一〇二号
昭和五十年十二月十五日

東京地方裁判所長 矢崎憲正

最高裁判所事務総局総務局長殿
民事事件の受付について（照会）

仮処分異議訴訟係属中に、第三者から、民事訴訟法第七一条による参加の申出があつた場合、左記のとおり受付手続をするのが相当と考えますが、いささか疑義があるので照会します。

記

受付分配通達別表第一の3の項の通常訴訟事件に対する参加の申出に準じ、同表12の項により仮差押仮処分事件簿に登載する。

また、仮処分決定に対する異議の申立てと共に同条による参加の申出があつた場合は、参加の申出につき右と同様に取り扱うほか、仮処分決定に対する異議の申立てを同表38の(34)の項により民事雑事件簿に登載する。

（別紙二）

最高裁総三第一〇一号（訟ろ一一）
昭和五十年十二月二十四日

最高裁判所事務総局総務局長 田宮重男

東京地方裁判所長殿
民事事件の受付について

（十二月十五日付け民事第一〇二号に対する回答）

標記については、貴見のとおり取り扱うのが相当と考えます。